情 審 通 第 ※ ※ 号 平成19年7月※※日

総務大臣 菅 義偉 殿

情報通信審議会有線放送部会 部会長 根元 義章 印

# 答 申 書

平成19年5月24日付け諮問第1174号をもって諮問された事案について、審議の結果、下記の通り答申する。

記

株式会社ケーブルテレビ佐伯の再送信同意裁定申請については、別紙のとおり 裁定することが適当である。

なお、総務省においては、有線テレビジョン放送事業者による再送信に関し、 有線テレビジョン放送の実態及び通信・放送の融合・連携の進展を踏まえ、受 信者の利益の保護及び地域ごとの多様な情報の確保の観点から、制度のあり方 について今後幅広く検証すべきと考える。おって、その際は、著作権法に基づ く著作権及び著作隣接権の処理の観点にも十分留意すべきである。

以上

# 主 文

アール・ケー・ビー毎日放送株式会社は、以下に定めるところにより、同社 のテレビジョン放送を株式会社ケーブルテレビ佐伯が再送信することに同意し なければならない。

- 1 再送信することができるテレビジョン放送 アール・ケー・ビー毎日放送株式会社所属北九州テレビジョン中継局のデジタ ルテレビジョン放送
- 2 再送信の業務を行うことができる区域 大分県佐伯市の全域
- 3 再送信の実施の方法

上記1のテレビジョン放送のすべての放送番組に変更を加えないで同時に 再送信するとともに、再送信に利用するチャンネルは一定のチャンネルとし、 空き時間であっても他の用途に使用しないこと。

#### 理由

## 1 申請の概要

申請者は、平成4年6月18日総務大臣から有線テレビジョン放送施設の設置許可を得て、大分県佐伯市の全域において有線テレビジョン放送事業を行っている者であり、アール・ケー・ビー毎日放送株式会社(以下「RKB」という。)、九州朝日放送株式会社(以下「KBC」という。)、株式会社テレビ西日本(以下「TNC」という。)、及び株式会社福岡放送(以下「FBS」という。)のデジタルテレビジョン放送の再送信を希望して、平成16年6月から平成19年3月まで協議を求めてきたが、協議が調わなかったとして、平成19年3月23日付けで本件申請を行った。申請の概要は次のとおりである。

## (1) 申請に係る再送信の概要

- ア 再送信しようとするテレビジョン放送 主文の1のとおり
- イ 再送信の業務を行おうとする区域 主文の2のとおり
- ウ 再送信の実施の方法 同時再送信による放送
- エ 申請者が希望する再送信の開始日 平成19年4月1日、又は裁定あり次第速やかに

#### (2) 協議の経過

申請者は、平成16年6月から大分県の放送事業者と、平成18年10月以降は福岡県の放送事業者と区域外再送信に係る正式な協議を平成19年3月まで継続してきたが、具体的な進展が見られなかった。

申請者は、地上デジタル放送の再送信は「国策としてのアナログ放送からデジタル放送への移行」に伴うものであり、区域外再送信についても、継続して再送信を行うことが視聴している市民に対しての責務であると考えている。これを実現する為に、区域外再送信の同意を得られるよう福岡民放と協議を重ねてきたが、福岡民放局は、大分県の地元民放局の承諾がなければ同意できないとの主張の繰り返しに終始し、同意が得られなかった。一方、大分県の地元民放局においては、承諾できない理由として、以下の点を挙げている。

- ①放送事業は県域免許である。
- ②デジタル放送はアナログ放送からの移行ではなく、新免許である。
- ③著作権問題がある。

4)経営に与える影響が大きい。

大分県の民放局はこの中でも経営に与える影響の大きさについて強く主張している。申請者は、これらの主張に対して次のように反論している。

- ① 福岡民放局から同意を得た上で、既に何年もアナログ放送での区域外再 送信を適法に行っており、視聴習慣が定着している。
- ② 総務省の指導にあるようにアナログからデジタルへの技術変化による 「移行」であることは明白である。
- ③ 著作権問題は再送信同意とは別の問題であり、必要であれば著作権料は適切にお支払いする用意がある。
- ④ 同意しないことの正当理由(第104回国会・衆議院・逓信委員会における5つの基準)に合致していないことはもとより、自社都合的な理由に過ぎず、権利の濫用ではないかと考えている。

平成16年6月より、地上デジタル放送の区域外再送信に係る同意について、 福岡民放局並びに大分県の地元民放局と協議を継続してきたが、当事者間協議 をこれ以上継続しても合意に至る進展が望めない事を、双方ともに確認するに 至り、今回の大臣裁定申請の運びとなった。

# 2 申請に係る放送事業者の意見の概要

RKBが、有線テレビジョン放送法(以下「法」という。)第13条第4項に基づき提出した意見書のうち、法第13条第2項本文の同意をしない理由についての概要は、次のとおりである。

- (1)放送の再送信をどの地域で認めるかは当社に固有の判断事項である。放送対象地域内での再送信については、地上放送の公共性に鑑み、アナログ時代から極力前向きに同意してきたところであり、デジタル放送でも「2011年7月全面移行」の円滑な実現に向けて積極的に同意しているところである。一方、放送対象地域外については、公共性の根拠は乏しく、放送をあまねく普及する努力義務を当社が負っているわけでもない。従って再送信に同意しなければならない特段の理由はなく、むしろ、極めて深刻なさまざまな弊害がある。
- (2) 大分県には同じくJNN系列の大分放送(OBS)が存立しており、視聴者にとっては、共通のネット番組を当社の区域外再送信を通じて視聴する必要はまったく無く、また、ローカル番組やローカルCMについては原則として地元局発のものが視聴されるべきであり、情報としても十分に充足されていると考えられる。

- (3) 区域外再送信を通じて当社の放送が大分県内で日常的に視聴され、OBSの緊急災害情報や地域情報が見過ごされた場合には大分県民の生活の安全が脅かされる。また、地元情報に接する機会が減ることは視聴者にとって文化面・生活面で却って不利益になると思われる。地上波のデジタル化では、ハイビジョンの魅力とともにデータ放送などによる地域情報、気象情報、緊急災害情報等のきめ細かなサービスが大きなメリットである。従ってデジタルではアナログよりもさらに地元局視聴の必要性・重要性が高まっているが、区域外再送信はこれに大きく逆行する。
- (4) 現状では実態にそぐわない「チャンネル格差の是正」という名目で、いたずらに区域外再送信を認めることは、こうした地域免許制度の形骸化をもたらすことになり、断じて受け入れられない。
- (5) 大分民放3社の推計によれば、当社など福岡民放5社の区域外再送信による経営影響は、年間売上げの13%弱に相当し、区域外再送信の地元放送事業者への経営的影響は甚だ深刻である。「デジタル全面移行」への厳しい経営状況に、区域外再送信問題がさらに追い討ちをかけることは大きな問題であり、同じローカル局として同様の厳しさに直面している当社としても、こうした影響に無関心ではおれない。デジタルの区域外再送信は特段の事情がない限り抑制されるべきである。
- (6) デジタル放送の区域外再送信については、この著作権法上の「許諾」との兼ね合いからも、容易に同意することができない。なぜならば、有テレ法上の同意がそのまま著作権法上の許諾を意味してしまうからである。当社が購入もしくは制作して放送する番組の権利処理は、通常、放送対象地域内での放送を想定しており、区域外再送信は想定していない。これはアナログでも共通の問題だが、コンプライアンス重視が企業の重要な理念となっている現在、新しいメディアであるデジタル放送の区域外再送信の同意にあたっては、この問題をより強く認識せざるを得ない。
- (7) 放送対象地域での特定商品需要拡大を目的として、地域限定CMや、キャンペーンCMをスポット的に放送することがよくあるが、区域外にこのようなCMが放送されることは、広告主の意図に反するばかりでなく、視聴者に対して誤った情報を流すことにより、混乱を招くことになる。
- (8) ケーブルテレビ事業者からは、地上波がデジタルに変わるのはアナログ

波からの単純な移行であるから、アナログ波での再送信に同意していた場合は デジタル波でも再送信に同意すべきである、との主張がなされている。この点 について既に触れている箇所もあるが、当方の主張を重ねて申し述べる。

- ① 区域外再送信はケーブルテレビ事業者が多チャンネルを揃えるための営業政策として積極的に活用されており、当初の目的であった難視聴対策や情報格差是正の域を大きく外れている。
- ② デジタル化された地上波ではメインの映像・音声に加え、データ放送、 ワンセグ・サービスなどサービスが多層化しており、複雑化している。有 線テレビではワンセグは論外だが、データ放送を含む全ての情報サービス が忠実に再送信される保証はなく、「同一性保持原則」から外れる結果をも たらす。パス・スルー方式のデジタル再送信ではメイン・サービスの画質・ 音質の劣化はなく、アナログに比べ、格段に品質の高い再送信が実現する ことになり、地元局の視聴習慣を損なうなど、弊害がまずます大きくなる ことが懸念される。
- ③ 知的財産権を重視する現在では法も整備され、著作権に対する対応はアナログ時代のそれよりも厳格になっており、何人に対してもその遵守が求められている。当方の放送に係る著作権許諾では放送範囲が定められており、殆どの場合区域外再送信は認められていない。

#### 3 判断

テレビジョン放送の再送信を放送事業者の同意に係らしめている法第13条第2項の趣旨は、有線テレビジョン放送事業者の再送信という行為によって放送事業者の放送の意図が害され、又は歪曲されるという事態を防止し、もって放送秩序の維持を図るため、放送事業者に再送信の方法等をチェックさせることにより両者の間で調整を行わせ、放送事業者の放送の意図が害され、又は歪曲されることのないよう担保するところにある。

したがって、再送信によって放送事業者の放送の意図が害され、又は歪曲される場合には、法第13条第5項の同意をしないことにつき正当な理由がある場合に該当するところ、当該放送事業者には、再送信によって放送の意図が害され、又は歪曲されることをうかがわしめる具体的事実を立証することが求められている。

ついては、以下において、RKBが再送信の同意をしない理由について、再送信によって放送の意図が害され、又は歪曲されることをうかがわしめる具体的事実の有無を判断する。

(1) 再送信をどの地域で認めるかは放送事業者に固有の判断事項であると

いうことを理由に再送信に係る同意をしないことについて

RKBは「放送の再送信をどの地域で認めるかは当社に固有の判断事項である。放送対象地域内での再送信については、地上放送の公共性に鑑み、アナログ時代から極力前向きに同意してきたところであり、デジタル放送でも「2011年7月全面移行」の円滑な実現に向けて積極的に同意しているところである。一方、放送対象地域外については、公共性の根拠は乏しく、放送をあまねく普及する努力義務を当社が負っているわけでもない。従って再送信に同意しなければならない特段の理由はなく、むしろ、極めて深刻なさまざまな弊害がある。」と主張している。しかしながら、<u>裁定の判断においては、放送事業者の意思のみに基づくものではなく、「放送の意図」が害され、又は歪曲されているか否かを客観的に判断すべきものである。</u>また、この主張には、放送事業者の放送の意図が害され、又は歪曲されることをうかがわしめる具体的事実が指摘されていない。したがって、再送信に同意しない正当な理由とは認められない。

(2) 同一系列地元局OBSの視聴が適切かつ重要であるということを理由に 再送信に係る同意をしないことについて

RKBは「大分県には同じくJNN系列の大分放送(OBS)が存立しており、視聴者にとっては、共通のネット番組を当社の区域外再送信を通じて視聴する必要はまったく無く、また、ローカル番組やローカルCMについては原則として地元局発のものが視聴されるべきであり、情報としても十分に充足されていると考えられる。」と主張している。しかしながら、どの情報を摂取するかは、本来、情報の受け手である視聴者の自主的な選択が尊重されるべきものであり、放送事業者が十分な合理的理由なく、一方的に決定・制限できる事項とは認められない。そのため、この主張には、放送事業者の放送の意図が害され、又は歪曲されることをうかがわしめる具体的事実が指摘されていない。したがって、再送信に同意しない正当な理由とは認められない。

(3)地元発の地域情報、災害情報が見過ごされるということを理由に再送信に係る同意をしないことについて

RKBは、「区域外再送信を通じて当社の放送が大分県内で日常的に視聴され、OBSの緊急災害情報や地域情報が見過ごされた場合には大分県民の生活の安全が脅かされる。また、地元情報に接する機会が減ることは視聴者にとって文化面・生活面で却って不利益になると思われる。地上波のデジタル化では、ハイビジョンの魅力とともにデータ放送などによる地域情報、気象情報、緊急災害情報等のきめ細かなサービスが大きなメリットである。従ってデジタルではアナログよりもさらに地元局視聴の必要性・重要性が高まっているが、区域外

再送信はこれに大きく逆行する。」と主張している。しかしながら、<u>緊急災害情報及び地域情報を含め、どの情報を摂取するかは、本来、情報の受け手である視聴者の自主的な選択が尊重されるべきものであり、放送事業者が十分な合理的理由なく、一方的に決定・制限できる事項とは認められない。</u>そのため、この主張には、放送の意図が害され、又は歪曲されることをうかがわしめる具体的事実が指摘されていない。したがって、再送信に同意しない正当な理由とは認められない。なお、たとえ放送の意図が害されないとしても、区域外再送信によって大分県民の生命・安全が脅かされることとなる具体的危険性が認められるのであれば、その事実は考慮に値するが、RKBの主張には、考慮するに足る具体的証拠は掲げられておらず、この点について、大分県知事に意見照会を行ったところ、むしろ、大分県知事からの回答によれば、そのような危険性は大きくないものと認められる。したがって、この観点からも正当な理由はない。

(4) 地域免許制度の形骸化をもたらすということを理由に再送信に係る同意 をしないことについて

RKBは、「現状では実態にそぐわない「チャンネル格差の是正」という名目で、いたずらに区域外再送信を認めることは、こうした地域免許制度の形骸化をもたらすことになり、断じて受け入れられない。」と主張している。しかしながら、そもそも、地域免許制度は、電波による放送に関する制度であり、電波の有限希少性に基づくものであることから、有線テレビジョン放送とは直接的には関係がなく、区域外再送信を行うことが地域免許制度と直ちに矛盾するとはいえない。これは、アナログ放送においても平穏に長期にわたって区域外再送信が継続して行われてきたことからも明らかである。したがって、この主張には、放送事業者の放送の意図が害され、又は歪曲されることをうかがわしめる具体的事実が指摘されているものとは言えず、再送信に同意しない正当な理由とは認められない。

(5)地元局への影響ということを理由に再送信に係る同意をしないことについて<br />
いて

RKBは、「大分民放3社の推計によれば、当社など福岡民放5社の区域外再送信による経営影響は、年間売上げの13%弱に相当し、区域外再送信の地元放送事業者への経営的影響は甚だ深刻である。「デジタル全面移行」への厳しい経営状況に、区域外再送信問題がさらに追い討ちをかけることは大きな問題であり、同じローカル局として同様の厳しさに直面している当社としても、こうした影響に無関心ではおれない。デジタルの区域外再送信は特段の事情がない

限り抑制されるべきである。」と主張している。しかしながら、この主張には、申請者が区域外再送信を行うことが、放送事業者の放送の意図を害し、又は歪曲するであろうことをうかがわしめる具体的事実を指摘したものとは言えない。 仮に主張するような事実があったとしても、金銭的問題については、民事的解決に属する事項であり、再送信に同意しない正当な理由とは認められない。

(6) 著作権法上の問題があるということを理由に再送信に係る同意をしない ことについて

RKBは、「デジタル放送の区域外再送信については、この著作権法上の「許諾」との兼ね合いからも、容易に同意することができない。なぜならば、有テレ法上の同意がそのまま著作権法上の許諾を意味してしまうからである。当社が購入もしくは制作して放送する番組の権利処理は、通常、放送対象地域内での放送を想定しており、区域外再送信は想定していない。これはアナログでも共通の問題だが、コンプライアンス重視が企業の重要な理念となっている現在、新しいメディアであるデジタル放送の区域外再送信の同意にあたっては、この問題をより強く認識せざるを得ない。」と主張している。しかしながら、法第13条第2項の同意と著作権法上の許諾は、そもそも別の法律に基づく制度であり、裁定にあたって勘案する必要はない。著作権法上の問題は、別途著作権法の規定に従って解決されるべきである。

なお、RKBは、「有テレ法上の同意がそのまま著作権法上の許諾を意味してしまうからである。」と主張しているが、法第13条第2項の同意と著作権法上の許諾は別の法律に基づく制度であり、法第13条第2項の同意が直ちに著作権法上の許諾の効果を付与するものではなく、RKBの主張は事実誤認であることを申し添える。

(7) CMの地域性ということを理由に再送信に係る同意をしないことについて

RKBは「放送対象地域での特定商品需要拡大を目的として、地域限定CM や、キャンペーンCMをスポット的に放送することがよくあるが、区域外にこのようなCMが放送されることは、広告主の意図に反するばかりでなく、視聴者に対して誤った情報を流すことにより、混乱を招くことになる。」と主張している。しかしながら、「広告主の意図に反する」という主張は、具体的事例や証拠が挙げられておらず、放送事業者の放送の意図を害し、又は歪曲することをうかがわしめる具体的事実とは認められない。また、「視聴者の混乱を招く」という主張については、大分県知事に意見照会を行ったところ、逆に、大分県知事からは「本県内の視聴者(消費者)が福岡波の区域外送信で福岡地区に限定

したCMを視聴したとしても、そのこと(福岡地区のCMであること)は十分 に理解し得ると思われ、これまで(アナログ時)も大きな混乱やトラブルが生 じたケースは聞き及んでいないことから、今後もそのような事態は発生しにく いと考える。」という意見が提出されている。したがって、再送信に同意しない 正当な理由とは認められない。

(8) アナログ放送とデジタル放送は別であるということを理由に再送信に係る同意をしないことについて

RKBは、「ケーブルテレビ事業者からは、地上波がデジタルに変わるのはアナログ波からの単純な移行であるから、アナログ波での再送信に同意していた場合はデジタル波でも再送信に同意すべきである、との主張がなされているが、そのような主張は適切でない。」と主張している。たしかに、免許上は、アナログ放送とデジタル放送は技術的理由によって別のものとなっているが、現在アナログ放送とデジタル放送はサイマル放送で基本的には同一内容の放送が行われており、さらに2011年のアナログ放送の停波後はデジタル放送に一本化されることから、アナログ放送とデジタル放送とで異なる取扱いをする合理的理由は一般的にはないと考えるべきである。そのため、この主張には、放送事業者の放送の意図が害され、又は歪曲されることをうかがわしめる具体的事実の指摘がない。したがって、再送信に同意しない正当な理由とは認められない。

## 4 結論

以上のとおり、RKBが、申請者に対し、そのデジタルテレビジョン放送の 再送信に係る同意をしないことにつき正当な理由があると認めるに足る事実は 存在しない。よって、主文のとおり裁定する。

# 主 文

九州朝日放送株式会社は、以下に定めるところにより、同社のテレビジョン 放送を株式会社ケーブルテレビ佐伯が再送信することに同意しなければならな い。

- 1 再送信することができるテレビジョン放送 九州朝日放送株式会社所属北九州テレビジョン中継局のデジタルテレビジョン放送
- 2 再送信の業務を行うことができる区域 大分県佐伯市の全域
- 3 再送信の実施の方法

上記1のテレビジョン放送のすべての放送番組に変更を加えないで同時に 再送信するとともに、再送信に利用するチャンネルは一定のチャンネルとし、 空き時間であっても他の用途に使用しないこと。

#### 理由

# 1 申請の概要

申請者は、平成4年6月18日総務大臣から有線テレビジョン放送施設の設置許可を得て、大分県佐伯市の全域において有線テレビジョン放送事業を行っている者であり、アール・ケー・ビー毎日放送株式会社(以下「RKB」という。)、九州朝日放送株式会社(以下「KBC」という。)、株式会社テレビ西日本(以下「TNC」という。)、及び株式会社福岡放送(以下「FBS」という。)のデジタルテレビジョン放送の再送信を希望して、平成16年6月から平成19年3月まで協議を求めてきたが、協議が調わなかったとして、平成19年3月23日付けで本件申請を行った。申請の概要は次のとおりである。

## (1) 申請に係る再送信の概要

- ア 再送信しようとするテレビジョン放送 主文の1のとおり
- イ 再送信の業務を行おうとする区域 主文の2のとおり
- ウ 再送信の実施の方法 同時再送信による放送
- エ 申請者が希望する再送信の開始日 平成19年4月1日、又は裁定あり次第速やかに

## (2) 協議の経過

申請者は、平成16年6月から大分県の放送事業者と、平成18年10月以降は福岡県の放送事業者と区域外再送信に係る正式な協議を平成19年3月まで継続してきたが、具体的な進展が見られなかった。

申請者は、地上デジタル放送の再送信は「国策としてのアナログ放送からデジタル放送への移行」に伴うものであり、区域外再送信についても、継続して再送信を行うことが視聴している市民に対しての責務であると考えている。これを実現する為に、区域外再送信の同意を得られるよう福岡民放と協議を重ねてきたが、福岡民放局は、大分県の地元民放局の承諾がなければ同意できないとの主張の繰り返しに終始し、同意が得られなかった。一方、大分県の地元民放局においては、承諾できない理由として、以下の点を挙げている。

- ①放送事業は県域免許である。
- ②デジタル放送はアナログ放送からの移行ではなく、新免許である。
- ③著作権問題がある。

④経営に与える影響が大きい。

大分県の民放局はこの中でも経営に与える影響の大きさについて強く主張している。申請者は、これらの主張に対して次のように反論している。

- ① 福岡民放局から同意を得た上で、既に何年もアナログ放送での区域外再 送信を適法に行っており、視聴習慣が定着している。
- ② 総務省の指導にあるようにアナログからデジタルへの技術変化による 「移行」であることは明白である。
- ③ 著作権問題は再送信同意とは別の問題であり、必要であれば著作権料は適切にお支払いする用意がある。
- ④ 同意しないことの正当理由(第104回国会・衆議院・逓信委員会における5つの基準)に合致していないことはもとより、自社都合的な理由に過ぎず、権利の濫用ではないかと考えている。

平成16年6月より、地上デジタル放送の区域外再送信に係る同意について、 福岡民放局並びに大分県の地元民放局と協議を継続してきたが、当事者間協議 をこれ以上継続しても合意に至る進展が望めない事を、双方ともに確認するに 至り、今回の大臣裁定申請の運びとなった。

# 2 申請に係る放送事業者の意見の概要

KBCが、有線テレビジョン放送法(以下「法」という。)第13条第4項に基づき提出した意見書のうち、法第13条第2項本文の同意をしない理由についての概要は、次のとおりである。

- (1) アナログ放送とデジタル放送では免許要件が異なる以上、「デジタル放送の免許は新しい免許」と考えるのが妥当で、区域外再送信の同意の可否についても、アナログ放送とデジタル放送は、個別に検討する必要がある。従って、アナログ放送の区域外再送信に対する同意が、即、デジタル放送の区域外再送信の同意とはならない。
- (2)申請者は「再送信に際し、放送法上の同意があれば、著作権法上の許諾は必要なく、あるいは、放送法上の同意があってもそれは著作権法上の許諾ではない」と主張しているが、著作権法第99条にある「放送事業者は、その放送を受信してこれを再放送し、又は有線放送する権利を専有する」との規定により、再送信の際の著作隣接権が放送事業者にあることは明らかであり、ケーブルテレビ事業者が再送信するに際して、著作隣接権を有する放送事業者からの許諾がなければ、それが違法状態であることは明らかである。区域外再送信の同意に際し「著作権法上の許諾は不要」とする申請者の主張は重大な事実誤

認といわざるを得ない。

- (3) 当社及びテレビ朝日系列九州ブロック各局が推進している九州ブロック 番組には、レギュラー番組・単発番組がある。平成17年度の当社のブロック 番組は、同時間帯で放送している6つのレギュラー番組以外にも、「フジパンカ ップ少年サッカー」、「とっても健康らんど」、「玄海旗柔道」、「朝日駅伝」など 数多くあり、大分地区ではすべてOABが系列局として受け局となっている。 これらの番組について、当社でブロックセールスを行う場合、大分地区につい ては、OABの視聴率を唯一の営業データとしている。OABの視聴率が、当 社の区域外再送信を含むケーブルテレビなどの「その他の視聴率」により目減 りすることは、当社の営業セールス上、大きな打撃となる。ましてや、当社の 区域外再送信により、OABが、ブロック番組そのものに対する意義を失い、 ブロック番組の受け局から離脱する選択をした場合、当社の損害は計り知れな い。系列強化という大義を失うことになり、経営上、大きな影響は免れない。 この20年間で、「民放の4波化」政策による情報格差の是正とケーブルテレビ 産業の経営改善は確実に進んでおり、その意味で、「大臣裁定」の判断基準とさ れる「5つの基準」は、すでに実態とかけ離れていると言わざるを得ない。放 送事業者としては、「5つの基準」は、区域内、区域外を問わず再送信同意を検 討する際、ケーブルテレビ事業者に求められる最低限の当然な要件に過ぎず、 同意の判断は、その他様々な状況を総合的に判断する必要があると考える。
- (4)区域外再送信による福岡局の放送の視聴が常態化した場合、地元の災害情報や有事情報の確認が遅れ、大分県民が生命的、財産的な不利益を受けることも懸念される。また、福岡地区に限定した形で出稿されたCMが、大分地区で放送されることは、広告主の意図や狙いに反するばかりでなく、大分県の視聴者(消費者)にも混乱を与える。広告主にとっては、放送区域が広がればよいというものではなく、地域限定キャンペーンなどでキャンペーン対象外の地域へのCMが放送され、クレーム処理が発生することの方が問題である。また、当社とOABで同一番組を同時刻に放送している場合、視聴者(契約者)がケーブルテレビを通じた再送信により当社の放送を視聴していれば、地元の視聴者(契約者)は当社に出稿した広告主のCMを視聴し、OABに出稿した広告主のCMは視聴者の目に触れないこととなり、広告主は実害を被ることとなる。こうした状況が常態化すれば、福岡への一極集中が加速し、地域の文化振興や経済の活性化は、衰退していくことが懸念される。区域外再送信により、視聴率や営業収入など経営的な影響を最も受けているのは地元局である。仮に、当社が区域外再送信に同意した場合、OABは、営業的にその発注時において系

列局であるがゆえに大きな不利を背負うことになる。

## 3 判断

テレビジョン放送の再送信を放送事業者の同意に係らしめている法第13条第2項の趣旨は、有線テレビジョン放送事業者の再送信という行為によって放送事業者の放送の意図が害され、又は歪曲されるという事態を防止し、もって放送秩序の維持を図るため、放送事業者に再送信の方法等をチェックさせることにより両者の間で調整を行わせ、放送事業者の放送の意図が害され、又は歪曲されることのないよう担保するところにある。

したがって、再送信によって放送事業者の放送の意図が害され、又は歪曲される場合には、法第13条第5項の同意をしないことにつき正当な理由がある場合に該当するところ、当該放送事業者には、再送信によって放送の意図が害され、又は歪曲されるという具体的事実を立証することが求められている。

ついては、以下において、KBCが再送信の同意をしない理由について、再送信によって放送の意図が害され、又は歪曲されることをうかがわしめる具体的事実の有無を判断する。

(1) アナログ放送とデジタル放送は別であるということを理由に再送信に係る同意をしないことについて

KBCは、「アナログ放送とデジタル放送では免許要件が異なる以上、「デジタル放送の免許は新しい免許」と考えるのが妥当で、区域外再送信の同意の可否についても、アナログ放送とデジタル放送は、個別に検討する必要がある。従って、アナログ放送の区域外再送信に対する同意が、即、デジタル放送の区域外再送信の同意とはならない。」と主張している。たしかに、免許上は、アナログ放送とデジタル放送は技術的理由によって別のものとなっているが、現在アナログ放送とデジタル放送はサイマル放送で基本的には同一内容の放送が行われており、さらに2011年のアナログ放送の停波後はデジタル放送に一本化されることから、アナログ放送とデジタル放送とで異なる取扱いをする合理的理由は一般的にはないと考えるべきである。そのため、この主張には、放送事業者の放送の意図が害され、又は歪曲されることをうかがわしめる具体的事実が指摘されていない。したがって、再送信に同意しない正当な理由とは認められない。

(2) 著作権法上の問題があるということを理由に再送信に係る同意をしない ことについて

KBCは、「ケーブルテレビ事業者は、『再送信に際し、放送法上の同意があ

れば著作権法上の許諾は必要なく、あるいは、放送法上の同意があってもそれは著作権法上の許諾ではない』と主張しているが、著作権法第99条により再送信の際の著作隣接権が放送事業者にあることは明らかであり、ケーブルテレビ事業者の主張は重大な事実誤認である」と主張している。しかしながら、法第13条第2項の同意と著作権法上の許諾は、そもそも別の法律に基づく制度であり、裁定にあたって勘案する必要はない。著作権法上の問題は、別途著作権法の規定に従って解決されるべきである。

(3) 自社への経営的な影響があるということを理由に再送信に係る同意をしないことについて

KBCは、「当社をはじめテレビ朝日系列九州ブロック各局が推進している九州ブロック番組について、大分地区については大分朝日放送 (OAB) の視聴率を唯一の営業データとしているところ、区域外再送信によりOABの視聴率が目減りすることは当社の営業セールス上大きな打撃となる。さらに、区域外再送信が行われることにより、OABが九州ブロック番組の受け局から離脱する選択をした場合、当社の損害は計り知れない。」と主張している。しかしながら、営業収入などの経営状況や系列ネットワークの維持などの金銭面又は経営面の問題は「放送の意図」とは直接関係があるとは言えず、この主張には、放送事業者の放送の意図が害され、又は歪曲されることをうかがわしめる具体的事実が指摘されていない。したがって、再送信に同意しない正当な理由とは認められない。

(4) 大分県民や地元経済への影響があるということを理由に再送信に係る同意をしないことについて

KBCは、「区域外チャンネルの視聴が常態化すると、地元の災害情報や有事情報の確認が遅れ、大分県民が生命的・財産的な不利益を受けることが懸念され、営業的な側面では、福岡地区に限定する形で出稿されたCMが大分地区で放送されることは、広告主の意図や狙いに反するばかりでなく、大分県の視聴者にも混乱を与え、こうした状況が常態化すれば福岡への一極集中が加速し、地域の文化振興や経済の活性化は衰退化していくことが懸念される。」と主張している。

しかしながら、「地元の災害情報や有事情報の確認が遅れる」という主張については、<u>緊急災害情報及び地域情報を含め、どの情報を摂取するかは、情報の受け手である視聴者の自主的な選択が尊重されるべきものであり、放送事業者が十分な合理的理由なく、一方的に決定・制限できる事項とは認められない。</u>そのため、この主張には、放送の意図が害され、又は歪曲されることをうかが

わしめる具体的事実が指摘されていない。したがって、再送信に同意しない正当な理由とは認められない。<u>なお、たとえ放送の意図が害されないとしても、</u>区域外再送信によって大分県民の生命・安全が脅かされることとなる具体的危険性が認められるのであれば、その事実は考慮に値するが、KBCの主張には、考慮するに足る具体的証拠は掲げられておらず、この点について、大分県知事に意見照会を行ったところ、むしろ、大分県知事からの回答によれば、そのような危険性は大きくないものと認められる。したがって、この観点からも正当な理由はない。

また、「広告主の意図に反する」という主張には、具体的事実や証拠が挙げられておらず、放送事業者の放送の意図を害し、又は歪曲することをうかがわしめる具体的事実とは認められない。また、「視聴者の混乱を招く」という主張については、大分県知事に意見照会を行ったところ、逆に、大分県知事からは「本県内の視聴者(消費者)が福岡波の区域外送信で福岡地区に限定したCMを視聴したとしても、そのこと(福岡地区のCMであること)は十分に理解し得ると思われ、これまで(アナログ時)も大きな混乱やトラブルが生じたケースは聞き及んでいないことから、今後もそのような事態は発生しにくいと考える。」という意見が提出されている。したがって、再送信に同意しない正当な理由とは認められない。

## 4 結論

以上のとおり、KBCが、申請者に対し、そのデジタルテレビジョン放送の 再送信に係る同意をしないことにつき正当な理由があると認めるに足る事実は 存在しない。よって、主文のとおり裁定する。

# 主 文

株式会社テレビ西日本は、以下に定めるところにより、同社のテレビジョン 放送を株式会社ケーブルテレビ佐伯が再送信することに同意しなければならな い。

- 1 再送信することができるテレビジョン放送 株式会社テレビ西日本所属北九州テレビジョン中継局のデジタルテレビジョン放送
- 2 再送信の業務を行うことができる区域 大分県佐伯市の全域
- 3 再送信の実施の方法

上記1のテレビジョン放送のすべての放送番組に変更を加えないで同時に 再送信するとともに、再送信に利用するチャンネルは一定のチャンネルとし、 空き時間であっても他の用途に使用しないこと。

#### 理由

# 1 申請の概要

申請者は、平成4年6月18日総務大臣から有線テレビジョン放送施設の設置許可を得て、大分県佐伯市の全域において有線テレビジョン放送事業を行っている者であり、アール・ケー・ビー毎日放送株式会社(以下「RKB」という。)、九州朝日放送株式会社(以下「KBC」という。)、株式会社テレビ西日本(以下「TNC」という。)、及び株式会社福岡放送(以下「FBS」という。)のデジタルテレビジョン放送の再送信を希望して、平成16年6月から平成19年3月まで協議を求めてきたが、協議が調わなかったとして、平成19年3月23日付けで本件申請を行った。申請の概要は次のとおりである。

## (1) 申請に係る再送信の概要

- ア 再送信しようとするテレビジョン放送 主文の1のとおり
- イ 再送信の業務を行おうとする区域 主文の2のとおり
- ウ 再送信の実施の方法 同時再送信による放送
- エ 申請者が希望する再送信の開始日 平成19年4月1日、又は裁定あり次第速やかに

## (2) 協議の経過

申請者は、平成16年6月から大分県の放送事業者と、平成18年10月以降は福岡県の放送事業者と区域外再送信に係る正式な協議を平成19年3月まで継続してきたが、具体的な進展が見られなかった。

申請者は、地上デジタル放送の再送信は「国策としてのアナログ放送からデジタル放送への移行」に伴うものであり、区域外再送信についても、継続して再送信を行うことが視聴している市民に対しての責務であると考えている。これを実現する為に、区域外再送信の同意を得られるよう福岡民放と協議を重ねてきたが、福岡民放局は、大分県の地元民放局の承諾がなければ同意できないとの主張の繰り返しに終始し、同意が得られなかった。一方、大分県の地元民放局においては、承諾できない理由として、以下の点を挙げている。

- ①放送事業は県域免許である。
- ②デジタル放送はアナログ放送からの移行ではなく、新免許である。
- ③著作権問題がある。

4)経営に与える影響が大きい。

大分県の民放局はこの中でも経営に与える影響の大きさについて強く主張している。申請者は、これらの主張に対して次のように反論している。

- ① 福岡民放局から同意を得た上で、既に何年もアナログ放送での区域外再 送信を適法に行っており、視聴習慣が定着している。
- ② 総務省の指導にあるようにアナログからデジタルへの技術変化による 「移行」であることは明白である。
- ③ 著作権問題は再送信同意とは別の問題であり、必要であれば著作権料は適切にお支払いする用意がある。
- ④ 同意しないことの正当理由(第104回国会・衆議院・逓信委員会における5つの基準)に合致していないことはもとより、自社都合的な理由に過ぎず、権利の濫用ではないかと考えている。

平成16年6月より、地上デジタル放送の区域外再送信に係る同意について、 福岡民放局並びに大分県の地元民放局と協議を継続してきたが、当事者間協議 をこれ以上継続しても合意に至る進展が望めない事を、双方ともに確認するに 至り、今回の大臣裁定申請の運びとなった。

# 2 申請に係る放送事業者の意見の概要

TNCが、有線テレビジョン放送法(以下「法」という。)第13条第4項に基づき提出した意見書のうち、法第13条第2項本文の同意をしない理由について概要は、次のとおりである。

- (1)地域免許制に基づく地上テレビ放送全体の秩序維持、健全な発展という観点から、再送信される地域の放送事業者の考え方を確認されることを重要視している。その上で、区域外再送信をめぐる状況を鑑み、当面のこととして、①アナログでの適法な同意があり、視聴習慣が定着していること、②生活圏・文化圏としての一体性が認められること、③業務区域内に受信点を設置できること、の3点の内容を総合的に勘案して同意するか否かの判断をしている。このTNCの方針に照らし合わせ、申請者からの再送信の申し入れに対しては、再送信先地域の放送事業者の承知できないという考えが確認されたため、同意しないと判定した。
- (2) 放送事業者の放送の意図の中には個々の番組の企画意図とそれら番組からなる編成意図のみならず、当然放送の放送対象地域も含まれるとみるべきであり、再送信をどの地域で認めるかについては、基本的には放送事業者が判断すべき事項である。

- (3)地域免許制度に基づく地上放送全体の健全な発達、災害情報等の地域情報の安定的供給という観点から、再送信される地域の放送事業者に配慮し、その考え方を確認することが再送信元放送事業者としては欠かせないと考えている。今回の申請者からの再送信の申し入れに対しては、再送信先地域の放送事業者の承知できないという考えが確認されたため、同意しないこととした。
- (4) 地元民放局が膨大な設備投資により放送のデジタル化を行い、厳しい経営の見通しのなかで、放送対象地域内に多数の中継局を設置し十全な放送を行おうとしているとき、区域外再送信を認めることは、その経営に与える影響は大きいと考える。再送信発局として、このような現実を無視しての同意の判定はいたしかねる。
- (5) 区域外再送信の視聴が常態化すれば、地元放送事業者が発信する緊急情報に対する接触する機会が減少してしまい、結果、地域住民は不利益を受けることとなる。 TNCは再送信元放送事業者という立場ではあるが、再送信先地域の視聴者にこのような重大な不利益が発生しうることを懸念している。
- (6) 区域外再送信は少数波地域で情報格差の是正に貢献しているという意見があるが、都道府県単位のチャンネル格差の是正は本来チャンネルプラン、政策で行うべきものであり区域外再送信とは別問題であると考える。
- (7) TNCのローカル制作番組や、購入番組は、放送区域内での権利処理しかされていない。したがって、エリア外で放送する場合にはあらためて権利処理作業が必要だが、実際にどのようにして処理されていくのか、実務面が不明確なままであり、TNCとしては、現状では区域外再送信に同意することはできない。
- (8) 著作権法に基づく再送信許諾に際して、ケーブルテレビ事業者から対価を徴収するということを主張するわけではなく、再送信同意(許諾)という重要な判断に際して、有線テレビジョン放送法の再送信同意と著作権法の許諾の二つの基準が存在するという不整合な状況にある。著作権法上の許諾についての十分な議論がない中で、再送信の同意をすることはできない。
- (9) 現在もこの5条件が大臣裁定の判断基準となっているが、ケーブルテレビ産業が飛躍的発展をとげているなかで、この5条件はケーブル事業者が最低

限守るべき事項であり、当時の立法趣旨と現状は余りに乖離しており、大臣裁 定制度の、その廃止を含む見直しを行政に要望する。

なお、デジタル放送の特徴的なサービスであるワンセグ放送を開始したが、ケーブルテレビ事業者においては再送信する際にワンセグ放送を含めた形で再送信されているものの、視聴者には一般的なワンセグ受信機でそれを視聴でる機会が提供されていない。現行のワンセグ放送は、固定受信機向けの放送とのサイマル放送を実施しているが、データ放送については、一部の時間帯においてワンセグ向けに独自のコンテンツを放送している。このワンセグのデータ放送も番組編成意図の一部であり、つまり、放送の意図を形成するひとつの要素であると考えている。将来、放送法でその旨の改定があった際には、当然、ワンセグ放送と固定受信機向け放送の両者をトータルした編成が弊社の番組へ意図を示すことになる。ケーブルテレビ事業者によるデジタル放送の区域外再送信では、その再送信先地域において、TNCの放送の番組編成意図が損なわれることが懸念される。なお、同様のことは、区域内のワンセグ難視地域においても生じることは将来的な課題として認識している。

# 3 判断

テレビジョン放送の再送信を放送事業者の同意に係らしめている法第13条第2項の趣旨は、有線テレビジョン放送事業者の再送信という行為によって放送事業者の放送の意図が害され、又は歪曲されるという事態を防止し、もって放送秩序の維持を図るため、放送事業者に再送信の方法等をチェックさせることにより両者の間で調整を行わせ、放送事業者の放送の意図が害され、又は歪曲されることのないよう担保するところにある。

したがって、再送信によって放送事業者の放送の意図が害され、又は歪曲される場合には、法第13条第5項の同意をしないことにつき正当な理由がある場合に該当するところ、当該放送事業者には、再送信によって放送の意図が害され、又は歪曲されるという具体的事実を立証することが求められている。

ついては、以下において、TNCの再送信の同意をしない理由について、再送信によって放送の意図が害され、又は歪曲されることをうかがわしめる具体的事実の有無を判断する。

(1) 自社の区域外再送信の同意基準に合致しないということを理由に再送信に係る同意をしないことについて

TNCは、「地域免許制に基づく地上テレビ放送全体の秩序維持、健全な発展 という観点から、再送信される地域の放送事業者の考え方を確認されることを 重要視している。その上で、区域外再送信をめぐる状況を鑑み、当面のこととして、①アナログでの適法な同意があり、視聴習慣が定着していること、②生活圏・文化圏としての一体性が認められること、③業務区域内に受信点を設置できること、の3点の内容を総合的に勘案して同意するか否かの判断をしている。このTNCの方針に照らし合わせ、申請者からの再送信の申し入れに対しては、再送信先地域の放送事業者の承知できないという考えが確認されたため、同意しないと判定した。」と主張している。しかしながら、<u>裁定の判断においては、放送事業者の意思のみに基づくものではなく、「放送の意図」が害され、又は歪曲されているか否かを客観的に判断すべきものである。また、この主張には、放送事業者の放送の意図が害され、又は歪曲されることをうかがわしめる具体的事実が指摘されていない。したがって、再送信に同意しない正当な理由とは認められない。</u>

(2) 再送信をどの地域で認めるかについては放送事業者が判断すべき事項であるということを理由に再送信に係る同意をしないことについて

TNCは、「放送事業者の放送の意図の中には個々の番組の企画意図とそれら番組からなる編成意図のみならず、当然放送の放送対象地域も含まれるとみるべきであり、再送信をどの地域で認めるかについては、基本的には放送事業者が判断すべき事項である。」と主張している。しかしながら、<u>裁定の判断においては、放送事業者の意思のみに基づくものではなく、「放送の意図」が害され、又は歪曲されているか否かを客観的に判断するものであり、</u>この主張には、放送事業者の放送の意図が害され、又は歪曲されることをうかがわしめる具体的事実が指摘されていない。したがって、再送信に同意しない正当な理由とは認められない。

(3) 再送信先の放送事業者の承諾がないということを理由に再送信に係る同意をしないことについて

TNCは、「地域免許制度に基づく地上放送全体の健全な発達、災害情報等の地域情報の安定的供給という観点から、再送信される地域の放送事業者に配慮し、その考え方を確認することが再送信元放送事業者としては欠かせないと考えている。今回の申請者からの再送信の申し入れに対しては、再送信先地域の放送事業者の承知できないという考えが確認されたため、同意しないこととした。」と主張している。しかしながら、この主張には、申請者が区域外再送信を行うことが、放送事業者の放送の意図を害し、又は歪曲するであろうことをうかがわしめる具体的事実を指摘したものとは言えない。仮に主張するような事実があったとしても、金銭的問題については、民事的解決に属する事項であり、

再送信に同意しない正当な理由とは認められない。

(4) 地元放送事業者の経営へ悪影響があるということを理由に再送信に係る 同意をしないことについて

TNCは、「地元民放局が膨大な設備投資により放送のデジタル化を行い、厳しい経営の見通しのなかで、放送対象地域内に多数の中継局を設置し十全な放送を行おうとしているとき、区域外再送信を認めることは、その経営に与える影響は大きいと考える。再送信発局として、このような現実を無視しての同意の判定はいたしかねる。」と主張している。しかしながら、この主張には、申請者が区域外再送信を行うことが、放送事業者の放送の意図を害し、又は歪曲するであろうことをうかがわしめる具体的事実を指摘したものとは言えない。仮に主張するような事実があったとしても、金銭的問題については、民事的解決に属する事項であり、再送信に同意しない正当な理由とは認められない。

(5) 再送信先の視聴者の不利益になるということを理由に再送信に係る同意 をしないことについて

TNCは、「区域外再送信の視聴が常態化すれば、地元放送事業者が発信する 緊急情報に対する接触する機会が減少してしまい、結果、地域住民は不利益を 受けることとなる。TNCは再送信元放送事業者という立場ではあるが、再送 信先地域の視聴者にこのような重大な不利益が発生しうることを懸念してい る。」と主張している。しかしながら、緊急災害情報及び地域情報を含め、どの 情報を摂取するかは、本来、情報の受け手である視聴者の自主的な選択が尊重 されるべきものであり、放送事業者が十分な合理的理由なく、一方的に決定・ 制限できる事項とは認められない。そのため、この主張には、放送の意図が害 され、又は歪曲されることをうかがわしめる具体的事実が指摘されていない。 したがって、再送信に同意しない正当な理由とは認められない。なお、たとえ 放送の意図が害されないとしても、区域外再送信によって大分県民の生命・安 全が脅かされることとなる具体的危険性が認められるのであれば、その事実は 考慮に値するが、TNCの主張には、考慮するに足る具体的証拠は掲げられて おらず、この点について、大分県知事に意見照会を行ったところ、むしろ、大 <u>分県知事からの回答によれば、そのような危険性は大きくないものと認められ</u> る。したがって、この観点からも正当な理由はない。

(6) チャンネル格差の是正は区域外再送信とは別問題であるということを理由に再送信に係る同意をしないことについて

TNCは、「区域外再送信は少数波地域で情報格差の是正に貢献しているとい

う意見があるが、都道府県単位のチャンネル格差の是正は本来チャンネルプラン、政策で行うべきものであり区域外再送信とは別問題であると考える。」と主張している。しかしながら、<u>裁定においては、チャンネル格差の是正との関係の有無にかかわらず、放送事業者は再送信に係る同意をしない正当な理由があることを立証することが求められているところ、</u>この主張には、放送事業者の放送の意図が害され、又は歪曲されることをうかがわしめる具体的事実が指摘されていない。したがって、再送信に同意しない正当な理由とは認められない。

(7) 著作権処理を行えるか不明確であるということを理由に再送信に係る同意をしないことについて

TNCは、「TNCのローカル制作番組や、購入番組は、放送区域内での権利処理しかされていない。したがって、エリア外で放送する場合にはあらためて権利処理作業が必要だが、実際にどのようにして処理されていくのか、実務面が不明確なままであり、TNCとしては、現状では区域外再送信に同意することはできない。」と主張している。しかしながら、法第13条第2項の同意と著作権法上の許諾は、そもそも別の法律に基づく制度であり、裁定にあたり勘案する必要はない。著作権法上の問題は、別途著作権法の規定に従って解決されるべきである。

(8) 再送信同意と著作権法上の許諾が不整合であるということを理由に再送信に係る同意をしないことについて

TNCは、「著作権法に基づく再送信許諾に際して、ケーブルテレビ事業者から対価を徴収するということを主張するわけではなく、再送信同意(許諾)という重要な判断に際して、有線テレビジョン放送法の再送信同意と著作権法の許諾の二つの基準が存在するという不整合な状況にある。著作権法上の許諾についての十分な議論がない中で、再送信の同意をすることはできない。」と主張している。しかしながら、法第13条第2項の同意と著作権法上の許諾は、そもそも別の法律に基づく制度であり、裁定にあたり勘案する必要はない。著作権法上の問題は、別途著作権法の規定に従って解決されるべきである。

(9) ワンセグ放送を流すことが放送の意図に含まれるということを理由に再 送信に係る同意をしないことについて

TNCは、「現在もこの5条件が大臣裁定の判断基準となっているが、ケーブルテレビ産業が飛躍的発展をとげているなかで、この5条件はケーブル事業者が最低限守るべき事項であり、当時の立法趣旨と現状は余りに乖離しており、大臣裁定制度の、その廃止を含む見直しを行政に要望する。

なお、デジタル放送の特徴的なサービスであるワンセグ放送を開始したが、 ケーブルテレビ事業者においては再送信する際にワンセグ放送を含めた形で再 送信されているものの、視聴者には一般的なワンセグ受信機でそれを視聴でき る機会が提供されていない。現行のワンセグ放送は、固定受信機向けの放送の 補完メディアの位置づけであり、映像、音声については固定受信機向けの放送 とのサイマル放送を実施しているが、データ放送については、一部の時間帯に おいてワンセグ向けに独自のコンテンツを放送している。このワンセグのデー タ放送も番組編成意図の一部であり、つまり、放送の意図を形成するひとつの 要素であると考えている。将来、放送法でその旨の改定があった際には、当然、 ワンセグ放送と固定受信機向け放送の両者をトータルした編成が弊社の番組編 成意図を示すことになる。ケーブルテレビ事業者によるデジタル放送の区域外 再送信では、その再送信先地域において、TNCの放送の番組編成意図が損な われることが懸念される。なお、同様のことは、区域内のワンセグ難視地域に おいても生じることは将来的な課題として認識している。」と主張している。し かしながら、前段における大臣裁定制度の見直しは行政への要望事項であり、 同意をしない「正当な理由」とは認められない。また、後段のワンセグ放送に ついての主張は、将来的な可能性を示唆したものに過ぎず、現時点において、 この主張には、放送事業者の放送の意図が害され、又は歪曲されることをうか がわしめる具体的事実が認められない。したがって、再送信に同意しない正当 な理由とは認められない。

## 4 結論

以上のとおり、TNCが、申請者に対し、そのデジタルテレビジョン放送の 再送信に係る同意をしないことにつき正当な理由があると認めるに足る事実は 存在しない。よって、主文のとおり裁定する。

# 主 文

株式会社福岡放送は、以下に定めるところにより、同社のテレビジョン放送 を株式会社ケーブルテレビ佐伯が再送信することに同意しなければならない。

- 1 再送信することができるテレビジョン放送株式会社福岡放送所属北九州テレビジョン中継局のデジタルテレビジョン 放送
- 2 再送信の業務を行うことができる区域 大分県佐伯市の全域
- 3 再送信の実施の方法

上記1のテレビジョン放送のすべての放送番組に変更を加えないで同時に 再送信するとともに、再送信に利用するチャンネルは一定のチャンネルとし、 空き時間であっても他の用途に使用しないこと。

#### 理由

## 1 申請の概要

申請者は、平成4年6月18日総務大臣から有線テレビジョン放送施設の設置許可を得て、大分県佐伯市の全域において有線テレビジョン放送事業を行っている者であり、アール・ケー・ビー毎日放送株式会社(以下「RKB」という。)、九州朝日放送株式会社(以下「KBC」という。)、株式会社テレビ西日本(以下「TNC」という。)、及び株式会社福岡放送(以下「FBS」という。)のデジタルテレビジョン放送の再送信を希望して、平成16年6月から平成19年3月まで協議を求めてきたが、協議が調わなかったとして、平成19年3月23日付けで本件申請を行った。申請の概要は次のとおりである。

## (1) 申請に係る再送信の概要

- ア 再送信しようとするテレビジョン放送 主文の1のとおり
- イ 再送信の業務を行おうとする区域 主文の2のとおり
- ウ 再送信の実施の方法 同時再送信による放送
- エ 申請者が希望する再送信の開始日 平成19年4月1日、又は裁定あり次第速やかに

#### (2) 協議の経過

申請者は、平成16年6月から大分県の放送事業者と、平成18年10月以降は福岡県の放送事業者と区域外再送信に係る正式な協議を平成19年3月まで継続してきたが、具体的な進展が見られなかった。

申請者は、地上デジタル放送の再送信は「国策としてのアナログ放送からデジタル放送への移行」に伴うものであり、区域外再送信についても、継続して再送信を行うことが視聴している市民に対しての責務であると考えている。これを実現する為に、区域外再送信の同意を得られるよう福岡民放と協議を重ねてきたが、福岡民放局は、大分県の地元民放局の承諾がなければ同意できないとの主張の繰り返しに終始し、同意が得られなかった。一方、大分県の地元民放局においては、承諾できない理由として、以下の点を挙げている。

- ①放送事業は県域免許である。
- ②デジタル放送はアナログ放送からの移行ではなく、新免許である。
- ③著作権問題がある。

4)経営に与える影響が大きい。

大分県の民放局はこの中でも経営に与える影響の大きさについて強く主張している。申請者は、これらの主張に対して次のように反論している。

- ① 福岡民放局から同意を得た上で、既に何年もアナログ放送での区域外再 送信を適法に行っており、視聴習慣が定着している。
- ② 総務省の指導にあるようにアナログからデジタルへの技術変化による 「移行」であることは明白である。
- ③ 著作権問題は再送信同意とは別の問題であり、必要であれば著作権料は適切にお支払いする用意がある。
- ④ 同意しないことの正当理由(第104回国会・衆議院・逓信委員会における5つの基準)に合致していないことはもとより、自社都合的な理由に過ぎず、権利の濫用ではないかと考えている。

平成16年6月より、地上デジタル放送の区域外再送信に係る同意について、 福岡民放局並びに大分県の地元民放局と協議を継続してきたが、当事者間協議 をこれ以上継続しても合意に至る進展が望めない事を、双方ともに確認するに 至り、今回の大臣裁定申請の運びとなった。

# 2 申請に係る放送事業者の意見の概要

FBSが、有線テレビジョン放送法(以下「法」という。)第13条第4項に基づき提出した意見書のうち、法第13条第2項本文の同意をしない理由についての概要は、次のとおりである。

- (1)地域免許制度に基づいて、その県の放送対象地域に放送する意図を持って放送しており、情報通信審議会第3次中間答申では、IP再送信については地域限定に対して一定の合理性が認められた訳で、IP再送信と同様にケーブルテレビ区域外再送信についても「放送の意図としての地域性」を尊重していただきたい。
- (2) デジタル・IP時代の地上デジタル放送の再送信は、地域免許制度との整合性に加え、ケーブルテレビ事業者は、テレビ放送の再送信を行うにあたり、著作権法第23条(公衆送信権等) および第99条(有線放送権) で規定される放送事業者の著作権、著作隣接権の許諾が必要である。有線テレビジョン放送法の再送信同意と、著作権法に基づく放送局の再送信許諾とは別物であり、この二つの基準の整合性に関する検討が必要である。
  - (3) 平成18年度の自主放送を行う許可施設の加入世帯数は、2.050万

世帯(世帯普及率40.1%)となり、自主放送を行う許可施設のうちケーブルテレビを主たる事業とする営利法人311社の営業収益は平成17年度時点で3,850億円に達している。こうしたケーブルテレビの実態を踏まえ、地上デジタル放送の区域外再送信の同意あるいは不同意については、あらためて慎重に判断すべきと考える。再送信に関する大臣裁定制度は、地上民放テレビ事業の地域免許制度および著作権のあり方の観点からも大きな問題があり、これらの実情を理解し、大臣裁定制度の廃止を含む見直しを行政に要望するものである。

- (4) 区域外再送信におきましては、その放送事業者の公共性とは無関係である。チャンネル格差是正をケーブル区域外再送信に委ねることは、当該地域においてケーブルテレビ施設がない地域や、施設があってもケーブル非加入世帯との不公平を生む結果となり、地域全体の格差是正の解消に役立つかどうかは非常に疑問である。チャンネル格差は国の放送普及基本計画に基づくものであり、本来は、国としてチャンネルを割り当てて、格差是正を解消するのが本筋である。
- (5) 同意しない理由は、①再送信先の大分地区放送事業者の納得(了解)が得られてないこと、②アナログ再送信で、平成6年4月1日から平成19年1月8日までの約12年9ヶ月間にわたり、再送信同意期限切れの状態で違法再送信をおこない、かつ再送信同意の契約更改を放置しており、適法な同意があったとは認められないこと、③生活圏・文化圏としての一体性が認められないこと、④受信点は、大分県別府市大字鶴見字鶴見山4553番地の鶴見岳であり、業務区域内に受信点を設置していないこと、である。
- (6) 区域外再送信同意に際して、再送信先の放送事業者の納得(了解)を得ることを条件にしている。緊急災害情報や政見放送等の地域視聴者のための地域情報の安定意的供給と地域免許制度に基づく地上テレビ放送全体することは欠かせないという考えである。 同意することによって再送信先の地元放送事業者が視聴率の低下等による経営的なダメージを受けることを無視するわけにはいかない。
- (7) 地元のチャンネルよりも区域外チャンネルの視聴機会が増えることは、 地元の媒体力が減少することになり、結果的には地元経済の活性化がマイナス 効果となり、地元の経済環境から好ましいことではない。

- (8) 区域外チャンネルの視聴が常態化すると、居住区域のこうした有事の際の放送や緊急災害情報をはじめ、行政情報、政見放送などの地域情報提供の妨げが懸念され、その結果、居住区域の視聴者に必要な情報が適格に伝わらず、無用な混乱を引き起こすことなどが危惧される。このような観点からも地元放送事業者のチャンネルが本来みられるべきである。
- (9) 広告主が意図して放送する地域限定CMが、異なる地域でも放送される結果となり、区域外の視聴者に対して謝ったCMを放送するという責任問題に発展することも想定される。その結果、再送信元の放送事業者には広告主に対して意図しない地域に放送したことへの責任、広告主と再送信元放送事業者は視聴者に対して誤ったCMを放送し、混乱を招いた責任を問われることになる。CMの観点からも区域外再送信を行うことは、コンプライアンス上の問題があること、さらに、広告主ならびに視聴者のために適切でないことを申し添える。
- (10) 系列ネットワークは、民放のビジネススキームとして成立しており、 区域外再送信などにより同系列の放送事業者に経営的にマイナスとなる影響を 与えることは、ネットワーク全体からみても体制を維持する面から好ましいこ とではない。
- (11)放送エリア外のケーブルテレビ事業者に対する権利処理は通常されていない。ケーブルテレビ再送信に関する権利処理はケーブルテレビ事業者が責任を持つものではあるが、FBSの判断を超えるエリアで再送信が行われることは、権利処理の問題をより深刻にするものである。
- (12)ケーブルテレビ事業者の違法再送信に厳正に対処できるよう、ケーブルテレビ事業者から業務開始等の届出の際に提出される放送事業者の再送信同意書(写し)の精査や定期的な再送信実態把握など行政事務上の改善をお願いするものである。

#### 3 判断

テレビジョン放送の再送信を放送事業者の同意に係らしめている法第13条第2項の趣旨は、有線テレビジョン放送事業者の再送信という行為によって放送事業者の放送の意図が害され、又は歪曲されるという事態を防止し、もって放送秩序の維持を図るため、放送事業者に再送信の方法等をチェックさせることにより両者の間で調整を行わせ、放送事業者の放送の意図が害され、又は歪

曲されることのないよう担保するところにある。

したがって、再送信によって放送事業者の放送の意図が害され、又は歪曲される場合には、法第13条第5項の同意をしないことにつき正当な理由がある場合に該当するところ、当該放送事業者には、再送信によって放送の意図が害され、又は歪曲されるという具体的事実を立証することが求められている。

ついては、以下において、FBSの再送信の同意をしない理由について、再送信によって放送の意図が害され、又は歪曲されることをうかがわしめる具体的事実の有無を判断する。

(1) 放送の意図としての地域性を尊重するべきということを理由に再送信に 係る同意をしないことについて

FBSは、「地域免許制度に基づいて、その県の放送対象地域に放送する意図を持って放送しており、情報通信審議会第3次中間答申では、IP再送信については地域限定に対して一定の合理性が認められた訳で、IP再送信と同様にケーブルテレビ区域外再送信についても「放送の意図としての地域性」を尊重していただきたい。」と主張している。しかしながら、<u>裁定の判断においては、放送事業者の意思のみに基づくものではなく、「放送の意図」が害され、又は歪曲されているか否かを客観的に判断すべきものである。</u>また、この主張には、放送事業者の放送の意図が害され、又は歪曲されることをうかがわしめる具体的事実が指摘されていない。したがって、再送信に同意しない正当な理由とは認められない。

(2) 再送信同意と著作権法の許諾が不整合であるということを理由に再送信 に係る同意をしないことについて

FBSは、「デジタル・IP時代の地上デジタル放送の再送信は、地域免許制度との整合性に加え、ケーブルテレビ事業者は、テレビ放送の再送信を行うにあたり、著作権法第23条(公衆送信権等)および第99条(有線放送権)で規定される放送事業者の著作権、著作隣接権の許諾が必要である。有線テレビジョン放送法の再送信同意と、著作権法に基づく放送局の再送信許諾とは別物であり、この二つの基準の整合性に関する検討が必要である。」と主張している。しかしながら、これは行政への要望事項であり、同意をしない理由とは認められないため、この主張には、放送事業者の放送の意図が害され、又は歪曲されることをうかがわしめる具体的事実が指摘されていない。したがって、再送信に同意しない正当な理由とは認められない。

(3) 大臣裁定制度を見直すべきであるということを理由に再送信に係る同意

をしないことについて

FBSは、「平成18年度の自主放送を行う許可施設の加入世帯数は、2,050万世帯(世帯普及率40.1%)となり、自主放送を行う許可施設のうちケーブルテレビを主たる事業とする営利法人311社の営業収益は平成17年度時点で3,850億円に達している。こうしたケーブルテレビの実態を踏まえ、地上デジタル放送の区域外再送信の同意あるいは不同意については、あらためて慎重に判断すべきと考える。再送信に関する大臣裁定制度は、地上民放テレビ事業の地域免許制度および著作権のあり方の観点からも大きな問題があり、これらの実情を理解し、大臣裁定制度の廃止を含む見直しを行政に要望するものである。」と主張している。しかしながら、これは行政への要望事項であり、同意をしない理由とは認められないため、この主張には、放送事業者の放送の意図が害され、又は歪曲されることをうかがわしめる具体的事実が指摘されていない。したがって、再送信に同意しない正当な理由とは認められない。

(4) チャンネル格差の是正は区域外再送信とは別問題であるということを理由に再送信に係る同意をしないことについて

FBSは、「区域外再送信におきましては、その放送事業者の公共性とは無関係である。チャンネル格差是正をケーブル区域外再送信に委ねることは、当該地域においてケーブルテレビ施設がない地域や、施設があってもケーブル非加入世帯との不公平を生む結果となり、地域全体の格差是正の解消に役立つかどうかは非常に疑問である。チャンネル格差は国の放送普及基本計画に基づくものであり、本来は、国としてチャンネルを割り当てて、格差是正を解消するのが本筋である。」と主張している。しかしながら、裁定においては、チャンネル格差の是正との関係の有無にかかわらず、放送事業者は再送信に係る同意をしない正当な理由があることを立証することが求められているところ、この主張は、そもそも同意をしない理由とは認められないため、この主張には、放送事業者の放送の意図が害され、又は歪曲されることをうかがわしめる具体的事実が指摘されていない。したがって、再送信に同意しない正当な理由とは認められない。

(5) 自社の区域外再送信の同意基準に合致しないということを理由に再送信に係る同意をしないことについて

FBSは、「同意しない理由は、①再送信先の大分地区放送事業者の納得(了解)が得られてないこと、②アナログ再送信で、平成6年4月1日から平成19年1月8日までの約12年9ヶ月間にわたり、再送信同意期限切れの状態で違法再送信をおこない、かつ再送信同意の契約更改を放置しており、適法な同

意があったとは認められないこと、③生活圏・文化圏としての一体性が認められないこと、④受信点は、大分県別府市大字鶴見字鶴見山4553番地の鶴見岳であり、業務区域内に受信点を設置していないこと、である。」と主張している。しかしながら、<u>裁定の判断においては、放送事業者の意思のみに基づくものではなく、「放送の意図」が害され、又は歪曲されているか否かを客観的に判断すべきものである。</u>また、この主張には、放送事業者の放送の意図が害され、又は歪曲されることをうかがわしめる具体的事実が指摘されていない。したがって、再送信に同意しない正当な理由とは認められない。

(6) 再送信先の放送事業者の承諾がないということを理由に再送信に係る同意をしないことについて

FBSは、「区域外再送信同意に際して、再送信先の放送事業者の納得(了解)を得ることを条件にしている。緊急災害情報や政見放送等の地域視聴者のための地域情報の安定意的供給と地域免許制度に基づく地上テレビ放送全体することは欠かせないという考えである。 同意することによって再送信先の地元放送事業者が視聴率の低下等による経営的なダメージを受けることを無視するわけにはいかない。」と主張している。しかしながら、この主張には、申請者が区域外再送信を行うことが、放送事業者の放送の意図を害し、又は歪曲するであろうことをうかがわしめる具体的事実を指摘したものとは言えない。仮に主張するような事実があったとしても、金銭的問題については、民事的解決に属する事項であり、再送信に同意しない正当な理由とは認められない。

(7) 地域活性化にマイナスであるということを理由に再送信に係る同意をしないことについて

FBSは、「地元のチャンネルよりも区域外チャンネルの視聴機会が増えることは、地元の媒体力が減少することになり、結果的には地元経済の活性化がマイナス効果となり、地元の経済環境から好ましいことではない。」と主張している。しかしながら、どの情報を摂取するかは、本来、情報の受け手である視聴者の自主的な選択が尊重されるべきものであり、放送事業者が十分な合理的理由なく、一方的に決定・制限できる事項とは認められない。そのため、この主張には、放送の意図が害され、又は歪曲されることをうかがわしめる具体的事実が指摘されていない。したがって、再送信に同意しない正当な理由とは認められない。

(8) 再送信先の視聴者の不利益につながるということを理由に再送信に係る 同意をしないことについて

FBSは、「区域外チャンネルの視聴が常態化すると、居住区域のこうした有 事の際の放送や緊急災害情報をはじめ、行政情報、政見放送などの地域情報提 供の妨げが懸念され、その結果、居住区域の視聴者に必要な情報が適格に伝わ らず、無用な混乱を引き起こすことなどが危惧される。このような観点からも 地元放送事業者のチャンネルが本来みられるべきである。」と主張している。し かしながら、地元情報や緊急災害情報を含め、どの情報を摂取するかは、本来、 情報の受け手である視聴者の自主的な選択が尊重されるべきものであり、放送 事業者が十分な合理的理由なく、一方的に決定・制限できる事項とは認められ ない。そのため、この主張には、放送の意図が害され、又は歪曲されることを うかがわしめる具体的事実が指摘されていない。したがって、再送信に同意し ない正当な理由とは認められない。なお、たとえ放送の意図が害されないとし ても、区域外再送信によって大分県民の生命・安全が脅かされることとなる具 体的危険性が認められるのであれば、その事実は考慮に値するが、RKBの主 張には、考慮するに足る具体的証拠は掲げられておらず、この点について、大 分県知事に意見照会を行ったところ、むしろ、大分県知事からの回答によれば、 そのような危険性は大きくないものと認められる。したがって、この観点から も正当な理由はない。

(9)区域外チャンネルのCM問題ということを理由に再送信に係る同意をしないことについて

FBSは、「広告主が意図して放送する地域限定CMが、異なる地域でも放送 される結果となり、区域外の視聴者に対して誤ったCMを放送するという責任 問題に発展することも想定される。その結果、再送信元の放送事業者には広告 主に対して意図しない地域に放送したことへの責任、広告主と再送信元放送事 業者は視聴者に対して誤ったCMを放送し、混乱を招いた責任を問われること になる。CMの観点からも区域外再送信を行うことは、コンプライアンス上の 問題があること、さらに、広告主ならびに視聴者のために適切でないことを申 し添える。」と主張している。しかしながら、「広告主の意図に反する」という 主張には、具体的事例や証拠が挙げられておらず、放送事業者の放送の意図を 害し、又は歪曲することをうかがわしめる具体的事実が認められない。また、「視 聴者の混乱を招く」という主張については、大分県知事に意見照会を行ったと <u>ころ、大分県知事からは「本県内の視聴者(消費者)が福</u>岡波の区域外送信で 福岡地区に限定したCMを視聴したとしても、そのこと(福岡地区のCMであ ること)は十分に理解し得ると思われ、これまで(アナログ時)も大きな混乱 やトラブルが生じたケースは聞き及んでいないことから、今後もそのような事 態は発生しにくいと考える。」という意見が提出されている。そのため、この主

張には、放送事業者の放送の意図を害し、又は歪曲することをうかがわしめる 具体的事実が認められない。したがって、再送信に同意しない正当な理由とは 認められない。

(10) 系列ネットワークへの影響ということを理由に再送信に係る同意をしないことについて

FBSは、「系列ネットワークは、民放のビジネススキームとして成立しており、区域外再送信などにより同系列の放送事業者に経営的にマイナスとなる影響を与えることは、ネットワーク全体からみても体制を維持する面から好ましいことではない。」と主張している。しかしながら、<u>系列ネットワークの維持などの金銭面又は経営面の問題は「放送の意図」とは直接関係があるとは言えず、</u>この主張には、放送事業者の放送の意図が害され、又は歪曲されることをうかがわしめる具体的事実が指摘されていない。したがって、再送信に同意しない正当な理由とは認められない。

(11)著作権処理ということを理由に再送信に係る同意をしないことについ $\tau$ 

FBSは、「放送エリア外のケーブルテレビ事業者に対する権利処理は通常されていない。ケーブルテレビ再送信に関する権利処理はケーブルテレビ事業者が責任を持つものではあるが、FBSの判断を超えるエリアで再送信が行われることは、権利処理の問題をより深刻にするものである。」と主張している。しかしながら、法第13条第2項の同意と著作権法上の許諾は、そもそも別の法律に基づく制度であり、裁定にあたって勘案する必要はない。著作権法上の問題は、別途著作権法の規定に従って解決されるべきである。

(12)ケーブルテレビ事業者の違法再送信を理由に再送信に係る同意をしないことについて

FBSは、「ケーブルテレビ事業者の違法再送信に厳正に対処できるよう、ケーブルテレビ事業者から業務開始等の届出の際に提出される放送事業者の再送信同意書(写し)の精査や定期的な再送信実態把握など行政事務上の改善をお願いするものである。」と主張している。しかしながら、これは行政への要望事項であり、同意をしない理由とは認められないため、この主張には、放送事業者の放送の意図が害され、又は歪曲されることをうかがわしめる具体的事実が指摘されていない。したがって、再送信に同意しない正当な理由とは認められない。

# 4 結論

以上のとおり、FBSが、申請者に対し、そのデジタルテレビジョン放送の 再送信に係る同意をしないことにつき正当な理由があると認めるに足る事実は 存在しない。よって、主文のとおり裁定する。